



今年的重要最高裁判例（破棄判決）解説

今年最後のセミナーは、今年出された重要最高裁判決を3件取り上げます。いずれも原審の判断に違法があるとされたものであり、詳細は、下記【講義プログラム】をご参照下さい。一件目は、運送会社における時間外手当の支払い、二件目は、職場内の女性トイレの使用に関する職員間の調整、三件目は、正職員と定年後再雇用職員の基本給及び賞与の性質や目的、労使交渉に関する事情をどのように評価するのが問題となりました。

本セミナーでは、各判決のポイントとともに、実務上の留意点を解説します。

日時 令和5年12月13日（水）

午後3時～5時

講師 弁護士 山中 健児

（石寄・山中総合法律事務所代表弁護士）

開催方法 WEB開催

（Microsoft Teams meeting を使用）

定員 100名

対象者 企業の経営者、人事担当者、現場管理職

参加費 5,500円（税抜5,000円）

※石寄・山中総合法律事務所の顧問先企業は1社あたり4名様まで無料とさせていただきます。

申込方法 FAX 又はメールでお申し込みください（申込み〆切り12月7日（木））。

【講義プログラム】

- | | |
|--------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| 1. 熊本総合運輸事件（令5.3.10）
・労基法37条所定の割増賃金が支払われたものといえるかが争点となった事例 | ・正職員と定年後再雇用嘱託職員の基本給及び賞与の待遇格差が争点となった事例 |
| 2. 経済産業省事件（令5.7.11）
・性同一性障害の職員の職場の女性トイレの使用の可否が争点となった事例 | 4. 各事例の検討
(1) 判断のポイント
(2) 関連する裁判例
(3) 実務上の留意点 |
| 3. 名古屋自動車学校事件（令5.7.20） | 5. まとめと質疑応答 |

【来年の開催予定】 2月14日（水）、3月27日（水）いずれも午後3時～5時

（テーマ：【テーマ別】就業規則の作成上の留意点）

参加申込書

石寄・山中総合法律事務所 宛

※本申込書に必要事項をご記入頂き、下記いずれかの方法でお申し込み下さい。

FAX送信にてお申し込み頂く場合 FAX 番号：03-3272-2991

Eメールにてお申し込み頂く場合 送信先アドレス：seminar@iylaw.jp

(本申込書をPDF化し、添付ファイルで送信して下さい) ※申込み〆切り 12月7日(木)

「今年の重要最高裁判例（破産判決）解説」 日時：令和5年12月13日（水）午後3時～午後5時 （WEB開催 [Microsoft Teams meeting を使用]） 定員 100名 参加費：1名様あたり5,500円（消費税抜5,000円） ※お申込書にご記載頂いた宛先に請求書を送付させていただきます。 ※石寄・山中総合法律事務所の顧問先企業は1社あたり4名様まで無料とさせていただきます。	
会社・団体名	<input type="checkbox"/> 顧問 <input type="checkbox"/> 非顧問 該当する箇所にチェック☑をお願いいたします。
住所 〒	
所属・役職 (代表者) 氏名	Eメール @ ※申込手續完了後に Teams の接続情報を上記のアドレスにご案内させていただきます（複数名でご参加の場合にも代表者様のアドレス宛てに一括してご案内させていただきます）。
TEL ()	FAX ()
その他の参加者 所属・役職	氏名
その他の参加者 所属・役職	氏名
その他の参加者 所属・役職	氏名
その他の参加者 所属・役職	氏名
※顧問先企業は、4名様まで無料とさせていただきます。 ※定員の都合上、1社あたり最大5名までとさせていただきます。	
【請求書の送付先】（顧問先企業で5名お申込の場合又は非顧問先企業の場合） 該当する箇所にチェック☑をお願いいたします。 <input type="checkbox"/> 上記住所・代表者と同じ <input type="checkbox"/> 下記のとおり（上記住所・代表者と異なる場合のみご記入下さい） 送付先住所 所属・役職・ご担当者氏名	

※ご記載頂いた情報については、本セミナーでの利用のほか、今後のセミナーのご案内にも利用させていただきます。